

※学校記入欄

所属	
生徒番号	
受取日	

## 生徒健康診断票

(医療機関の方へ)裏面をご確認のうえ、必ず全項目の健診をお願いします。(検査費用は生徒個人負担です) 高等学校用

ふりがな 氏名		性別		男 ・ 女		生年月日 西 暦		年 月 日 ( 歳)		
身長 ( c m )		.		結	核	.	.	撮影日	.	
体重 ( k g )		.						直接撮影	フィルム番号	
栄養状態								間接撮影	撮影日	.
脊柱・胸部・四肢の 疾病・異常の有無								フィルム番号		
視力	右	( )		心	臓	.	.	撮影日	.	
	左	( )						フィルム番号		
眼の疾病 及び異常				心	臓	.	.	病名		
聴力	右							指導区分		
	耳鼻咽頭疾患			尿	.	.	.	臨床医学的検査		
		(心電図等)								
皮膚疾患			尿	.	.	.	.	疾病及び異常		
								蛋白質第1次	- ± +	
その他の疾病 及び異常			尿	.	.	.	.	糖第1次	- ± +	
								潜血第1次	- ± +	
代々木高校 学校医所見 年月日			尿	.	.	.	.	その他の検査		
上記の通り診断します。		検査年月日								
		医療機関名								
		医師名						印		

(裏面) 医療機関の方へ  
 ・必ず全項目の健診をお願いします。  
 ・全項目検査できない場合は、該当欄に斜線を引いてください。

生徒健康診断票

(医療機関の方へ) 裏面をご参照のうえ、必ず全項目の健診をお願いします。 高等学校

ふりがな 氏名	性別	男、女	生年月日 西暦	年 月 日 (歳)
身長 [cm]	体重 [kg]	栄養状態	脊柱・胸部・四肢	骨・関節
視力	聴力	眼の疾患及び異常	耳鼻咽喉疾患	皮膚疾患
結核	心臓	尿	その他の疾患及び異常	

上記項目その他の検査が実施されましたら、ご記入ください。

疾患または異常名を記入

ABCD表記でもよい  
矯正視力はかっこ内に記入

1000Hzにおいて30dBまたは  
4000Hzにおいて25dBを聴取  
できない場合は○印を記入  
※第2学年は省略できる

疾患または異常名を記入

エックス線間接撮影  
を行ってください。  
医師の判断で直接撮  
影を行うことがある。

心電図は第1学年で  
行う。第2、3学年は心  
電図を省略できる。

蛋白もしくは糖の第  
二次検査または潜血  
検査等を行った場合  
は検査項目名及び  
検査結果を記入

### 運動器の検診について

平成28年度から「学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令」の施行に伴い、四肢の検査が追加されました。  
 生徒の脊柱・胸部・四肢・骨・関節の疾患及び異常を早期に発見するために視診・問診にて検査をお願いします。

■ 脊柱側弯

- 両肩の高さに差があるか
- 両肩甲骨の高さ
- 位置に差があるか
- 左右の脇線の曲がり方に差があるか
- 前屈した左右の背面の高さに差があるか

■ 四肢の検査

- 前屈、後屈したときに痛みが出るか
- 片脚立ち(左右)すると身体が傾いたり、ふらついたりするか
- 足の裏を全部床につけて完全にしゃがめるか
- 手のひらを上に向けて腕を伸ばした時に完全に伸びない、完全に曲がらない
- バンザイした時に両肩が耳につくか
- 骨、関節、筋肉などについて症状のある部位があるか

検査項目および実施学年

項目	検診・検査方法	1年	2年	3年
身長		○	○	○
体重		○	○	○
栄養状態		○	○	○
脊柱・胸部・四肢・骨・関節		○	○	○
視力	裸眼の者	○	○	○
	眼鏡等利用者	○	○	○
聴力	オージオメーター	○	○	○
眼の疾患及び異常		○	○	○
耳鼻咽喉疾患		○	○	○
皮膚疾患		○	○	○
結核	エックス線撮影	○		
	エックス線撮影 喀痰検査・聴診・打診	○		
心臓疾患及び異常	臨床医学的検査 その他の検査	○	○	○
	心電図検査	○	△	△
尿	試験紙法	蛋白	○	○
		糖	○	○
その他の疾患及び異常	臨床医学的検査 その他の検査	○	○	○

- (注) 各欄の記入については、次によること。
- 「年齢」の欄定期の健康診断が行われる学年の始まる前日に達する年齢を記入する。
  - 「身長」及び「体重」の欄測定単位は、小数第1位までを記入する。
  - 「栄養状態」の欄栄養不良又は肥満傾向で特に注意を要すると認めた者を「要注意」と記入する。
  - 「脊柱・胸部・四肢」の欄病名又は異常名を記入する。
  - 「視力」の欄裸眼視力はかっこの左側に、矯正視力はかっこ内に記入する。この場合において、視力の検査結果が1.0以上であるときは「A」、1.0未満0.7以上であるときは「B」、0.7未満0.3以上であるときは、「C」、0.3未満であるときは「D」と記入して差し支えない。
  - 「眼の疾患及び異常」の欄病名又は異常名を記入する。
  - 「聴力」の欄1,000Hzにおいて30dB又は4,000Hzにおいて25db(聴力レベル表示による)を聴取できない者については、○印を記入する。なお、上記の者について、更に聴力レベルを検査したときは、併せてその聴力レベルデシベルを記入する。
  - 「耳鼻咽喉疾患」及び「皮膚疾患」の欄病名又は異常名を記入する。
  - 「結核」の欄  
イ「疾患及び異常」の欄には、病名又は異常名を記入する。  
ロ「指導区分」の欄には、規則第9条第2項の規定により決定した指導区分を記入する。
  - 「心臓」の欄心電図等の臨床医学的検査の結果及び病名又は異常名を記入する。
  - 「尿」の欄「蛋白(たんぱく)第一次」の欄には蛋白(たんぱく)第一次の検査の結果を、「糖第一次」の欄には糖第一次の検査の結果を、それぞれ等の記号で記入し、「その他の検査」の欄には蛋白(たんぱく)若しくは糖の第二次検査又は潜血検査等の検査を行った場合の検査名及び検査結果を記入する。
  - 「その他の疾患及び異常」の欄病名又は異常名を記入する。
  - 「学校医」の欄規則第9条の規定によって学校においてとるべき事後措置に関連して学校医が必要と認める所見を記入押印し、押印した月日を記入する。
  - 「事後措置」の欄規則第9条の規定によって学校においてとるべき事後措置を具体的に記入する。
  - 「備考」の欄健康診断に関し必要のある事項を記入する。